

『医療と介護の連携シート』説明書

趣旨

医療と介護の連携シート（以下「連携シート」）は、関係職種（機関）が対象者の医療や介護の情報を共有し、切れ目なく適切な医療やケアを提供するためのものである。

連携シートの対象者

敦賀市在住で医療サービスや介護保険サービスを利用している者、または退院後新たにサービスを利用する者

使用方法とルール

（１） 入院・入所時

この連携シートを、居宅介護支援事業所等の担当介護支援専門員や介護保険事業所の職員が、対象者の身体機能等の情報について記入し、入院・入所先の医療機関・施設等に提供する。

入院の場合は、**入院時の医療機関連絡窓口**に連絡の上、連携シートを提供する。

- ・ 入院・入所時の連携シートの提出がなくても、医療機関（施設等）から担当介護支援専門員に、連携シートの提供を求めることができる。
- ・ この連携シートは、入院・入所後直ちに（予約入院の場合は事前に）提供することが望ましい。

（２） 退院・退所時

退院・退所前に、担当介護支援専門員等が病院職員や介護保険事業者職員との面談や、カンファレンスを通じて作成。聞き取った内容を、在宅でのサービス計画作成やかかりつけ医、介護保険事業者等との情報共有に用いる。

- ・ 退院・退所時情報収集は、原則、直接医療機関（施設等）を訪問して行うこと。
- ・ 連携シートと合わせて看護サマリ、リハサマリの情報提供を求めることができる。
- ・ 入院・入所時の連携シートの提出がなくても、担当介護支援専門員が医療機関（施設等）に退院・退所時の情報共有を求めることができる。
- ・ 面談やカンファレンス等を行わない場合は、看護サマリやリハサマリにより情報提供を求めることができる。

記入方法

- ・ チェック項目にない情報は、特記事項に記入すること。
- ・ 分からない場合は、特記事項に不明と記入すること。
- ・ [その他]や[一部介助等]にチェックが入った場合は、詳細を特記事項に記入すること。

- ・ 連携シートに別紙情報を添付する場合は、該当する「添付あり」にチェックを入れるか、その旨を特記事項に記載すること。
- ・ 連携シートに記載する利用者の状態は、病状が悪化する前の平常時の状況を記載し、入院までの病状は特記事項へ記入する。

個人情報の保護

- ・ 連携シートには、対象者等の身体機能等、数多くの個人情報が含まれているので、取り扱いには最大限の注意を払うこと。
- ・ 連携シートの記入及び送付に当たっては、事前に必ず本人や家族に趣旨をよく説明し、本人または家族の同意を得ること。

入院時の医療機関連絡窓口

医療機関名	窓 口
市立敦賀病院	医療支援部入退院支援室
国立病院機構敦賀医療センター	地域医療連携室
泉ヶ丘病院	地域連携室
敦賀温泉病院	相談室
猪原病院	事務部相談員
レイクヒルズ美方病院	在宅支援室

その他

- ・ この連携シートは、「福井県入退院支援ルール」の入院時情報提供シート及び退院支援情報共有シートに代わる敦賀市の標準様式とし、他に独自の様式を用いることは妨げない。

平成28年 4月 1日 作成
 令和 3年 2月 1日 改正
 令和 6年 6月 1日 改正

敦賀市在宅医療在宅介護連携推進協議会
 (事務局：敦賀市福祉保健部長寿健康課)